

申込日 年 月 日

とわだ未来応縁 掲載申込書

フリガナ			
屋 号			
住 所	〒		
電話番号		HP・SNS等	
FAX 番号		メールアドレス	
フリガナ			
責任者氏名			
フリガナ			
責任者住所			
性 別	男 女	生年月日	年 月 日

業 種	
返礼の内容	

とわだ未来応縁の参加者事業規則（裏面）をお読み頂いた上で、に \checkmark を付けてお申し込みください。

- 事業継続の支援が目的であることを理解しました。
- 現在、閉店・廃業の予定はありません。
- とわだ未来応縁の参加者事業規則に同意します。

(お申し込み先)

十和田商工会議所青年部事務局

〒034-8691 青森県十和田市西二番町4-1-1

TEL : 0176-24-1111

とわだ未来応援 参加事業者規則

令和2年4月22日現在

- (1) 事業者は、支援者からいただいたご縁を大切に、コロナ終息後にもご縁を継続できるよう対応してください
- (2) 支援者と金銭やサービス等についてトラブルが発生しても、当青年部は一切責任を負いません。
- (3) 支援者から得た情報や金銭は事業者が責任を持って管理してください。
- (4) 事業継続の支援が目的のプロジェクトです。現在、閉店・廃業の予定がある事業者は参加できません。
- (5) 支援者の信頼を失うような行為が判明した場合は、事業者の同意なく、掲載を削除することがあります。
- (6) 当青年部、サイト運営会社からの指示には必ず従ってください。
- (7) まとめサイト「とわだ未来応援」の運営は、当青年部が当支援プロジェクトを終了するまでとなります。
- (8) 提供品目は返礼ありの支援です。返礼の具体的内容や金額は事業者にお任せします。
- (9) あくまで事業者支援が目的なので、返礼サービスに支援金以上のものを無理に設定する必要はありません。
ただし、支援金以上のものを禁止するものでもありません。
- (10) 支援者の決済手段は、銀行振り込み、コンビニ払い、クレジットカード払いです。
- (11) 返礼サービスの有効期限は、お礼状発行日から6ヶ月未満とします。
- (12) 支援の販売期間は、販売開始から起算して14日間とします。14日間経過後に引き続き支援を望む場合は、再度支援品の販売期間を設定しなおし販売してください。
- (13) 販売上限金額は、1回あたり1万円とし、1ショップあたりの発券額の上限は100万円とします。
- (14) 支援者にはお礼状を必ず送付してください。お礼状と封筒は当青年部が作成したものを使用し、入金確定後7日以内に特定記録郵便で送付してください。
- (15) お礼状には発行番号を記載してください。
- (16) サービス提供はお礼状を持参した購入者と同伴者のみとし、お礼状を回収してサービスを提供してください。
- (17) サービス提供は1枚につき1回のみとし、おつりは出さないでください。
- (18) 支援金からBASEへの手数料として約6.6%+40円を差し引かれた額が口座に振り込まれます。
- (19) 特定記録郵便送付にかかる84円+160円の費用は事業者負担です。
- (20) 支援金を口座から引き出す際の手数料250円、さらに額が2万円未満なら加えて500円は事業者負担です。